

岩泉町告示第22号

岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

岩泉町長 佐々木 真

岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格高騰の影響を受けている町内の中小企業者等に対し省エネ効果の高い電気製品の買替えを促し、エネルギーコストを削減することを目的として、岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 町内に事業所を有する個人

イ 町内に事業所を有する法人

(2) 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

イ 町内に事業所を有すること。

(3) 中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。）、協同組合等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人をいう。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一

般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

イ 町内に事業所を有すること。

(4) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。）又は学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する事業を行っていること。

イ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

ウ 町内に事業所を有すること。

2 この告示において「事業所」とは、中小企業者等が事業のための専有施設として所有又は賃借する事務所、店舗等で、常設的に事業を行っているものをいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、第8条に定める交付申請時点において、町内で事業を行っており、かつ、次条の補助対象電気製品を導入する町内の事業所で、引き続き事業を5年以上継続する意思を有する中小企業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については補助対象事業者としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者

(3) 前各号に掲げる者のほか、町長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象電気製品)

第4条 補助金の対象となる電気製品（以下「補助対象電気製品」という。）は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準達成率100%以上のエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫（以下「省エネ電気製品」という。）で、補助対象事業者が、自らの事業活動に使用するために、町内の事業所に導入するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象電気製品としない。

- (1) 第9条第1項に規定する交付決定の日より前に当該省エネ電気製品の導入に係る契約等を締結しているもの
- (2) 第10条第1項に規定する変更承認申請をした場合であって、同条第2項に規定する変更承認の日より前に、変更承認申請書に係る当該省エネ電気製品の導入の変更契約等を締結しているもの
- (3) 同一の導入省エネ電気製品において、国、他の地方公共団体その他の機関が行う補助金等が交付又は交付される見込みのあるもの
- (4) 補助対象事業者自らが使用する事業所以外の住宅や社員寮、賃貸用物件等（マンション、アパート、テナント等）の省エネ電気製品
- (5) 中古品、リース、レンタルの省エネ電気製品
- (6) 町外の事業者から購入した省エネ電気製品

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額、自社内部の取引による経費、各種保証・保険料、リサイクル料、振込手数料等については、対象外とする。

- (1) 省エネ電気製品の導入等に必要となる費用（購入費、据付工事費等）
- (2) 省エネ電気製品への更新に伴う既存設備の撤去に必要な費用（撤去工事費、処分費等をいう。）。ただし、既存の電気製品を下取り（省エネ電気製品と引換えに、対価の一部として既存の電気製品を譲渡することをいう。）する場合は、当該対価の一部の額を控除した額とする。
- (3) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、15万円を限度として、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、補助対象事業者1者につき、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めるときは岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が当該交付決定に係る申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金変更承認(中止・廃止)申請書(様式第4号)に変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、同項の交付決定通知書に記載された補助金交付決定額のうち20パーセント以内の減額の変更をする場合で、かつ、次に掲げる場合に該当するものについては、この限りでない。

(1) 補助金の目的を実質的に変更するものでない場合

(2) 省エネ電気製品の導入に影響のない程度の細部を変更する場合

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により、適当でないと認めるときは岩泉町中小企業

者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金変更（中止・廃止）不承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による変更承認に際し、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、省エネ電気製品の導入が完了したときは、その日から30日を経過する日又は令和8年12月28日のいずれか早い日までに、岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、交付決定者から前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金の額の確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときには、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（省エネ電気製品の管理及び処分）

第14条 交付決定者は、省エネ電気製品を導入した年度終了後、5年間は補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、廃棄、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ町長の承認を受けた場合はこの限りでない。

2 交付決定者は、省エネ電気製品の導入が完了した後も省エネ電気製品を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 交付決定者は、省エネ電気製品の導入及び補助金に係る帳簿その他の関係書類を整備し、これらの書類について省エネ電気製品を導入した年度終了後、5年間は保存しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第15条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) この告示又は補助金の交付決定の内容若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が不適切と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、岩泉町中小企業者等業務用省エネ電気製品買替支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（立入検査等）

第16条 町長は、予算の執行の適正を期するため、交付決定者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第14条から第16条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。